

第52回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1 日 時 平成25年3月22日（金）午前9時45分～午前11時30分

2 場 所 大阪産業創造館 6階会議室E

3 出席者

(1) 委員 高橋委員、高室委員、花田委員、松村委員、向山委員、若井委員

(2) 事務局 経済局：河渕商業立地担当課長

4 議 題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

(1) 「ファッションセンターしまむら喜連瓜破店」〔新設〕

(2) 「（仮称）ライフ緑橋店」〔新設〕

(3) 「島忠ホームズ南津守店」〔変更〕

(4) 「（仮称）イオン大阪ドームショッピングセンター」〔変更〕

5 議事要旨

(1) 届出案件に係る届出内容について、事務局より説明を行った。

(2) 届出案件の審議に際し、審議会委員から質問、意見等があった。

主な指摘事項は次のとおり

① 「ファッションセンターしまむら喜連瓜破店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえていない箇所があることから、生活環境保持の見地からの次のとおり意見を有する。
- ・ 当該届出においては、大規模小売店舗立地法第10条に定められている「大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮」がなされているか判断できないため、事前に関係機関と協議のうえ、当該店舗周辺の交通量調査を行い、その調査結果を基に、当該店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が、周辺道路における交通に与える影響を予測し、周辺道路の交通への影響が判断できる資料の提出を行うこと。

なお、周辺道路の交通に大きな影響が生じると予測される場合においては、対応策を検討すること。

- ・ 駐車場内における来退店車両の円滑かつ安全な走行確保のため、事前に関係機関と協議のうえ、車路の明確化や路面標示により、一方通行の誘導を確実に行うこと
- ・ また、付帯意見として次の点についても申し添える。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

② 「（仮称）ライフ緑橋店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められる

よう要望する。

- ・ 騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺的生活環境の悪化防止等に、より一層の配慮を行うことが望ましい。

③ 「島忠ホームズ南津守店」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められるよう要望する。
- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められるよう要望する。

④ 「(仮称)イオン大阪ドームショッピングセンター」

- ・ 審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
- ・ 変更後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められるよう要望する。
- ・ 当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められる

よう要望する。

- ・ 交通安全や円滑な交通処理に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められるよう要望する。
- ・ 交通に係る配慮として「大阪シティドーム開発振興連絡会」等の場を通じて、来店客による公共交通機関の利用促進に取り組むなど、周辺道路の交通状況に応じ岩崎橋地区全体として適切な誘導等の検討を継続的に行うよう努められたい。

6 配布資料

資料1 次第

資料2 配席図・委員名簿

資料3 大阪市意見（案）について

資料4 届出要約書

資料5 「軽微な延刻等」に係る手続きの状況について（報告）

7 問い合わせ先 大阪市経済戦略局産業振興部地域産業課

（電話）06-6615-3784